

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム 構築支援事業

第2回アドバイザー及び都道府 県等担当者合同会議

2023年2月20日(月)



第2回アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議 概要

開催概要

日時・URL

- 令和5年2月20日（月）
13:00～13:30：行政説明
13:30～14:25：パネルディスカッション
- ※当日は、12時45分よりZoomへのご入室が可能です。

【Zoom URL】

<https://us06web.zoom.us/j/89385001352?pwd=NTI1RmZVdkdQWE5KZDU1eXdEY0JTQT09>
ミーティングID: 893 8500 1352
パスコード: 354735

対象者

- 都道府県、指定都市、特別区、保健所設置市におけるにも包括構築ご担当
- 構築支援事業の広域アドバイザー、密着アドバイザー、構築推進事業の構築推進サポーター

目的

- 精神保健福祉法改正及び次年度のにも包括構築支援事業、構築推進事業について最新情報を共有する。
- 行政説明を踏まえたパネルディスカッションを行い、都道府県・市区町村での精神保健体制構築について理解するとともに、各自治体における検討に活用する。
- 今後、事業を推進していくため、都道府県・市区町村が行うべき準備の内容について理解する。

※会議内容は次ページ参照

第2回アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議 議事

項目案	時間	予定時刻	登壇者案	主な内容
はじめに	5分	13:00 ~ 13:05	厚労省 岩上洋一氏 (社会福祉法人じりつ)	
1. 行政説明	20分	13:05 ~ 13:25	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法改正について ・次年度のにも包括構築支援事業、構築推進事業について
2. パネルディスカッション	50分	13:25 ~ 14:15	広沢昇氏 (埼玉県神保健福祉センター) 藤井千代氏 (国立精神・神経医療研究センター) 岩上洋一氏 ※進行 (社会福祉法人じりつ)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政説明を受けて、都道府県・市区町村で精神保健体制をどう作るかについてディスカッションをする。 ・今後事業を推進していくために都道府県・市区町村が行っておくべき準備の内容について理解してもらうことを目的に実施する。
おわりに	10分	14:15 ~ 14:25	岩上氏	
合計	85分		※時間は質疑応答を含みます。	

1

行政說明

～精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業～
「アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議」

令和5年2月20日（月）

社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

本日の話

- 1 改正法の概要
- 2 都道府県・市町村等に期待すること
- 3 令和5年度「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」
- 4 入院者訪問支援事業

本日の話

- 1 改正法の概要
- 2 都道府県・市町村等に期待すること
- 3 令和5年度「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」
- 4 入院者訪問支援事業

精神保健福祉分野における入院等の制度改革の経緯

		制度改革の概要			
背景		任意入院関係	措置入院関係	医療保護入院関係	その他
精神衛生法	S25年 成立		・措置入院制度の創設	・保護義務者の同意による入院制度の創設	・一般人からの診察及び保護の申請、警察官、検察官、矯正保護施設の長の通報制度の創設
	S29年 改正				・非営利法人の設置する精神病院への国庫補助規定の創設
精神保健法	S36年 改正 ライシャワー事件(S39)	※駐日アメリカ大使ライシャワーが統合失調症の少年に刺され負傷。			
	S40年 改正 宇都宮病院事件(S58)		・緊急措置入院制度・症状消退の届出制度の創設 ・入院措置の解除規定の新設		・入院医療費の国庫負担基準の引上げ(2分の1→10分の8) ・保健所を地域精神保健行政の第一線機関として位置づけ。訪問指導等強化。 ・精神衛生センター(現精保センター)創設
精神保健福祉法	S62年 改正	※無資格者による診察等が行われたり、看護助手らの暴行により患者が死亡。			
	H5年 改正 5年後見直し 障害者基本法の成立(H5) 地域保健法の成立(H6)	・任意入院制度の創設	・入院措置の解除は精神保健指定医の診察の結果に基づくことを必須化 病院管理者に対する定期的報告の義務付け	・「医療保護入院」に名称変更 入院時における書面による権利等(退院等請求)の告知制度の創設	・法の目的に「精神障害者の社会復帰の促進」を規定 ・応急入院制度創設 ・精神病院に対する報告徴収・改善命令規定新設 ・精神保健指定医制度・精神医療審査会制度の創設 ・都道府県の権限を政令市委譲
精神保健福祉法	H7年 改正			・「保護義務者」から「保護者」に名称変更(保護者の権利規定の新設等)	
	H11年 改正 池田小事件(H13)	※大阪教育大学附属池田小学校において、措置入院歴のある加害者が小学生等を多数殺傷。			
精神保健福祉法	H15年 医療観察法の成立 精神保健医療福祉の改革ビジョン策定(H16)	心神喪失等で重大な他害行為を行った者への継続的かつ適切な医療とその確保のために必要な観察・指導等			
	H17年 改正 障害者自立支援法の成立(H17)	・特定医師による退院制限(12時間限定)の規定の創設 ・都道府県知事による定期的報告の求めの可能化	・措置入院・医療保護入院を行う精神病院における常勤指定医の必置化 ・告知義務の例外措置の期間を明記(4週間) ・緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する規定を創設 ・医療保護入院の要件の明確化(任意入院の状態にない旨を明記) ・保護者の義務の見直し	・「保護義務者」から「保護者」に名称変更(保護者の権利規定の新設等)	・5年ごとの研修受講を指定医の指定更新要件として規定 ・法の目的に「精神障害者の自立と社会参加の促進のための援助」を規定 ・精神医療審査会の機能強化 ・精神保健指定医の役割等の強化 ・精神病院に対する指導監督の強化 ・精神保健福祉センターの機能拡充
精神保健福祉法	H25年 改正 H26年 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針策定(H25年改正で策定義務付け)	精神保健福祉施策の入院医療中心から地域生活中心への改革を進めるため、①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を10年間で進めることとした。			
				・保護者制度の廃止、家族等同意の創設 ・精神病院管理者に、退院後生活環境相談員の設置、地域援助事業者との連携、退院促進のための体制整備を義務付け	・精神医療審査会の委員構成の見直し ・改善命令に従わない病院管理者に関する公表制度の導入 ・精神医療審査会の委員構成の見直し
入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、精神保健医療福祉関係者が目指すべき方向性を定める。					

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書（概要） （令和4年6月9日）

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制を実現するため、市町村等における相談支援体制、第8次医療計画の策定に向けた基本的な考え方、精神科病院に入院する患者への訪問相談、医療保護入院、患者の意思に基づいた退院後支援、不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組、精神病床における人員配置の充実、虐待の防止に係る取組について検討し、今後の取組について取りまとめた。
- 関係法令等の改正や令和6年度からの次期医療計画・障害福祉計画・介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、次期診療報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定・介護報酬改定等の必要な財政的方策も含め、具体的な改正内容について検討を進め、その実現を可能な限り早期に図るべき。

基本的な考え方

精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、病状の変化に応じ、保健、医療、障害福祉・介護、居住、就労等の多様なサービスを、身近な地域で切れ目なく受けられるようにすることが必要である。

対応の方向性

精神保健に関する市町村等における相談支援体制

- 身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要。

第8次医療計画の策定に向けて

- 地域における多職種・多機関の有機的な連携体制の構築が重要。
- 各疾患等について、その特性を踏まえた医療提供体制の検討が必要。

精神科病院に入院する患者への訪問相談

- 人権擁護の観点から、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、医療機関外の者との面会交流を確保することが必要。

医療保護入院

- 安心して信頼できる入院医療が実現されるよう、以下の視点を基本とすべき。
 - ・入院医療を必要最小限にするための予防的取組の充実
 - ・医療保護入院から任意入院への移行、退院促進に向けた制度・支援の充実
 - ・より一層の権利擁護策の充実
- 家族等同意の意義、市町村の体制整備のあり方等を勘案しながら、適切な制度のあり方を検討していくことが必要。

患者の意思に基づいた退院後支援

- 退院後支援については、津久井やまゆり園事件の再発防止策を契機とした取組ではないことを明文で規定した上で、推進に向けた方策を整理していくことが求められている。

不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組

- 安心して信頼できる入院医療を実現するには、患者の権利擁護に関する取組がより一層推進されるよう、医療現場において、精神保健福祉法に基づく適正な運用が確保されることが必要。

精神病床における人員配置の充実

- より手厚い人員配置のもとで良質な精神科医療を提供できるよう、個々の病院の規模や機能に応じた適切な職員配置の実現が求められる。

虐待の防止に係る取組

- より良質な精神科医療を提供することができるよう、虐待を起こさないことを組織風土、組織のスタンダードとして醸成していくための不断の取組が重要。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

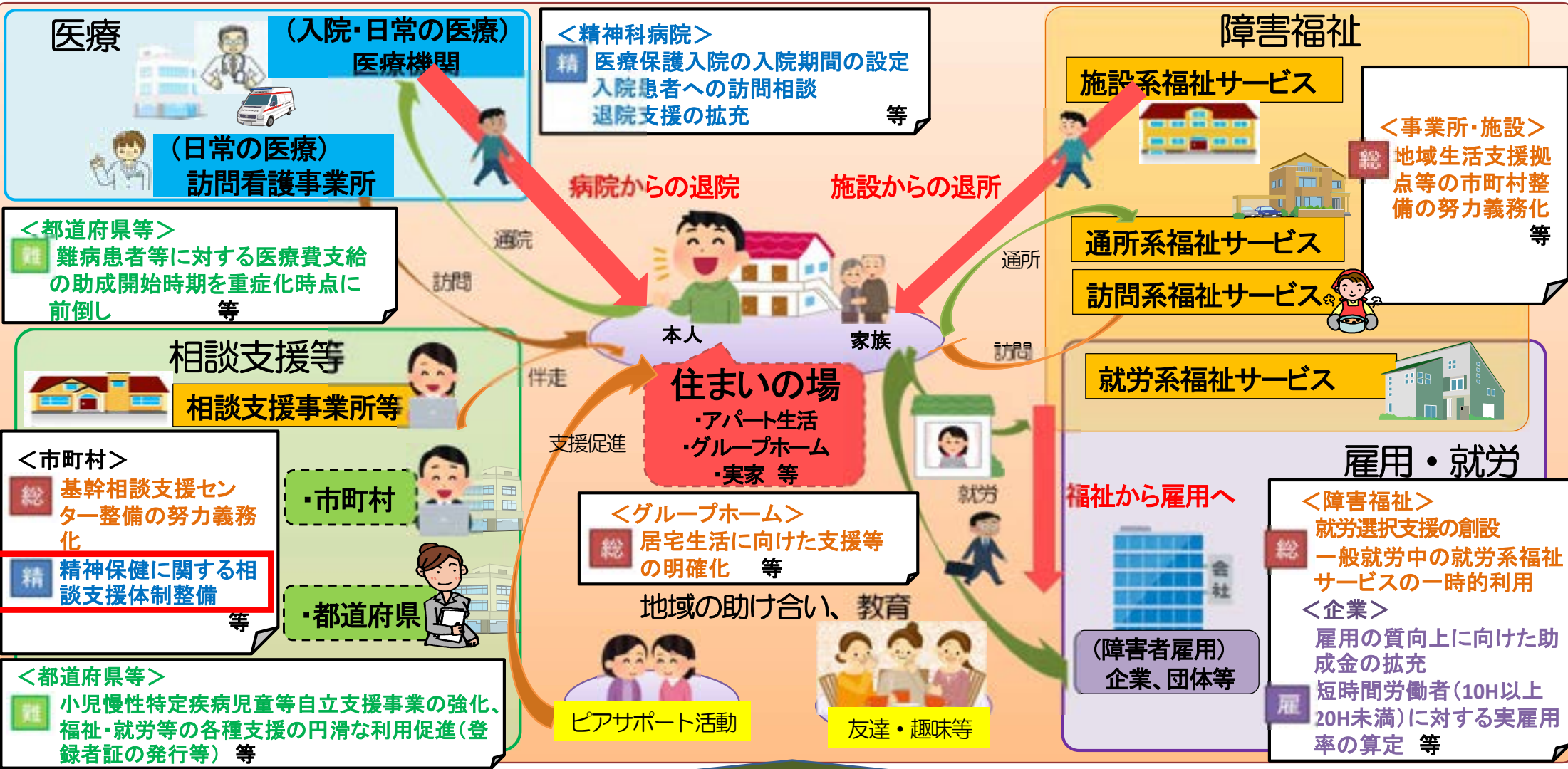
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係)
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係)
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係)
- 等を推進する。



〈都道府県等〉
難病患者等に対する医療費支給の助成開始時期を重症化時点に前倒し 等

〈精神科病院〉
精 医療保護入院の入院期間の設定
入院患者への訪問相談
退院支援の拡充 等

〈事業所・施設〉
総 地域生活支援拠点等の市町村整備の努力義務化 等

〈市町村〉
総 基幹相談支援センター整備の努力義務化
精 精神保健に関する相談支援体制整備 等

〈グループホーム〉
総 居宅生活に向けた支援等の明確化 等

〈障害福祉〉
総 就労選択支援の創設
一般就労中の就労系福祉サービスの一時的利用
〈企業〉
雇 雇用の質向上に向けた助成金の拡充
短時間労働者(10H以上20H未満)に対する実雇用率の算定 等

〈都道府県等〉
難 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化、福祉・就労等の各種支援の円滑な利用促進(登録者証の発行等) 等

1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

1 - ③

現状・課題

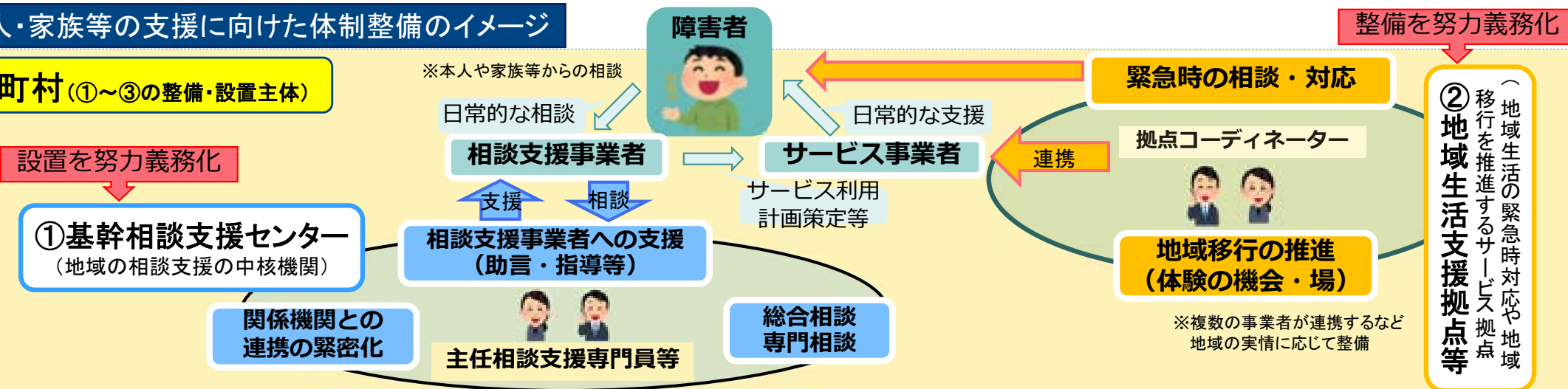
- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

市町村(①~③の整備・設置主体)



守秘義務を設ける

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

3 - ① 医療保護入院の見直し

現状・課題

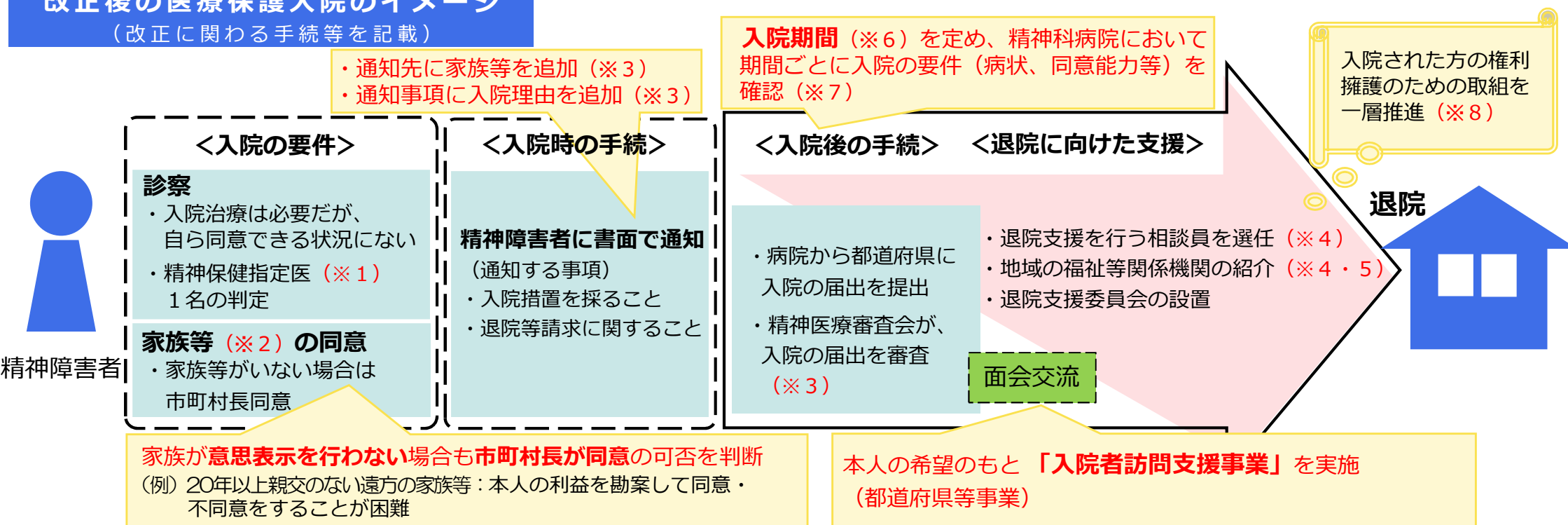
- 精神障害者に対する医療の提供は、できる限り入院治療に頼らず、本人の意思を尊重することが重要であるが、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ精神疾患については、本人の同意が得られない場合においても入院治療へのアクセスを確保することが必要であり、医療保護入院の仕組みがある。

見直し内容

- **家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、誰もが安心して信頼できる入院医療の実現にむけて、入院者の権利を擁護するための取組を一層推進させるため、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。**

改正後の医療保護入院のイメージ

(改正に関わる手続等を記載)



※1 指定医の指定申請ができる期間を、当該指定に必要な研修の修了後「1年以内」から「3年以内」に延長する。 ※2 DV加害者等を「家族等」から除外する。

※3 措置入院の決定についても同様とする。 ※4 措置入院中の方も対象とする。 ※5 現行努力義務→義務化。 ※6 厚生労働省令で定める予定。

※7 入院の要件を満たすことが確認された場合は、入院期間を更新。これに伴い、医療保護入院者に対する定期病状報告に代えて更新の届出を創設。なお、入院期間の更新について、精神科病院の管理者は、家族等に必要な事項を通知の上、一定期間経過後もなお不同意の意思表示を受けなかったときは、同意を得たものとみなすことができることとする。

※8 政府は、非自発的入院制度の在り方等に関し、精神疾患の特性等を勘案するとともに、障害者権利条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつつ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする検討規定を設ける (附則)。

入院患者への告知に関する見直し

- 以下の入院措置を行う患者への告知について、患者本人だけでなくその家族にも告知する。
 - ・ 措置入院（緊急措置入院）：措置診察のための通知を行った家族等に対し告知
 - ・ 医療保護入院：同意を行った家族等に対し告知
- 従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」も告知することとなる。

家族が虐待の加害者である場合の対応

- 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除く。
- 当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

新規申請に向けた指定医研修会の有効期間

- 指定医研修会を受講したあと、現行1年以内であるところ、3年以内であれば指定医の申請が可能。（※）
（※）

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

- 医療保護入院の入院期間は、最大6ヶ月以内で省令で定める期間（検討中）とする。
- 入院中の指定医による診察の結果、患者に同意能力がなく（任意入院ができない）、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の要件を満たすことで入院の期間を更新することができる。
 - ・ 対象患者への退院支援委員会の開催（入院継続に当たって必要な退院支援措置の検討）
 - ・ 家族等に連絡した上で、同意を確認（同意又は不同意の意思表示がないことの確認）
 - ・ 更新届の提出（定期病状報告は必要なくなります）

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

- 当該家族等がどうしても同意・不同意の判断ができない場合には、家族等は意思表示を行わないこととすることができるようになる。
- 家族等の全員が意思表示を行わない場合には、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

地域生活への移行を促進するための措置

- 退院後生活環境相談員について、措置入院者にも選任することを義務化
- 地域援助事業者（※）への紹介（努力義務）について、義務化するとともに、措置入院者にも適用
- 医療保護入院者退院支援委員会について、入院後1年を経過する者に対しても開催する。
（更新の際に必要となる）

（※）医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者 等）

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

3 - ② 「入院者訪問支援事業」の創設

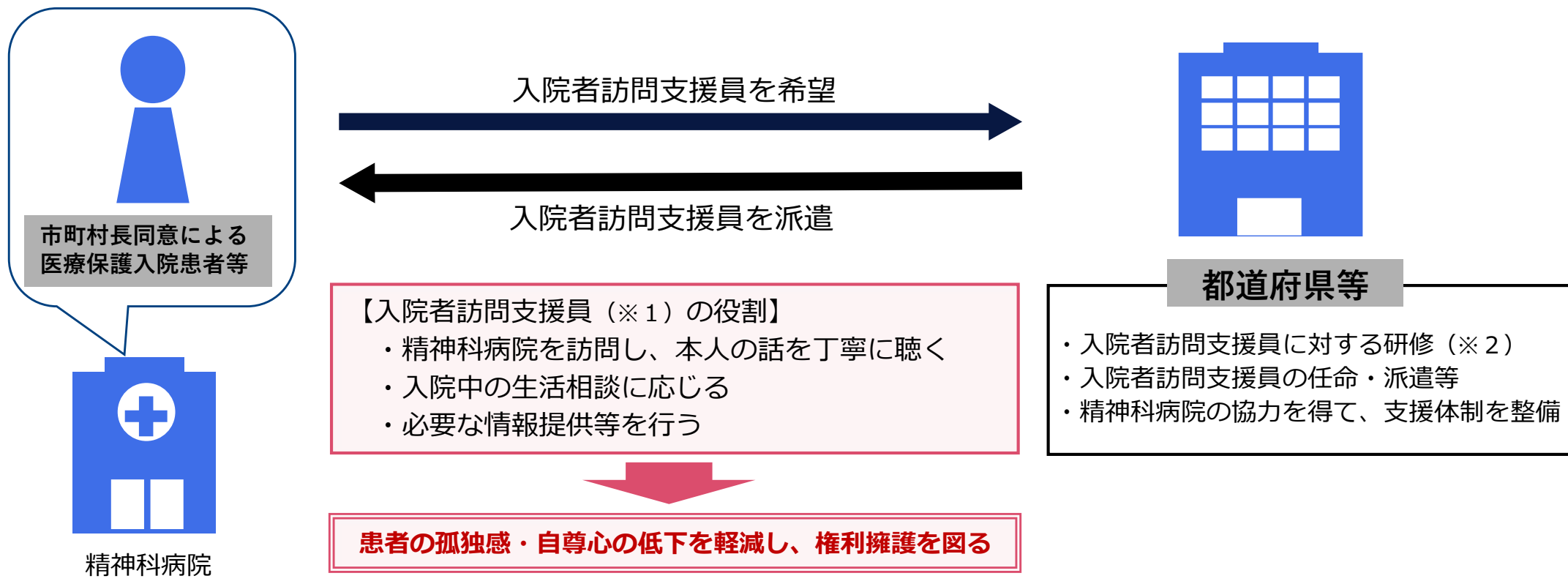
現状・課題

- 精神科病院において、外部との面会交流を確保することは、患者の孤独感等を防ぐ上で重要。医療保護入院のような非自発的な入院の場合、家族との音信がない患者には、医療機関外の者との面会交流が、特に途絶えやすくなる。

見直し内容

- 市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流の機会を確保し、その権利擁護を図ることが必要である。そのため、**都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。** ※ 都道府県等の任意事業として位置付ける。

「入院者訪問支援事業」 ※イメージ



※1 入院者訪問支援員には、患者の尊厳を保持し、常に患者の立場に立って誠実に職務を行うことを求めるほか、守秘義務を規定。

※2 具体的な研修内容は省令等で規定。例えば、精神医療保健福祉に関する制度や現状、精神科医療における障害者の権利擁護等を想定⁶⁷

※ 精神保健福祉法の目的規定に「精神障害者の権利の擁護」等を追加。

3 - ③ 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

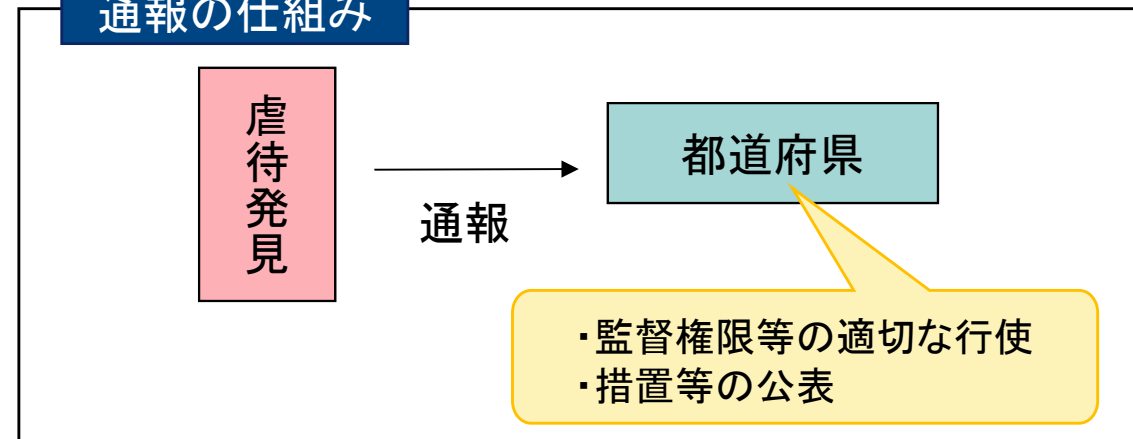
現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

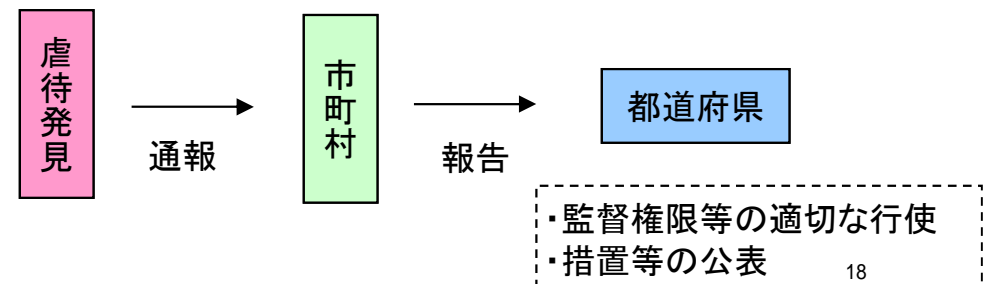
見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
 - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。
 - ② 精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける（※）。
あわせて、精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。
 - ③ 都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。
 - ④ 国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。

通報の仕組み



※ 障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。
虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい**組織風土**の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。

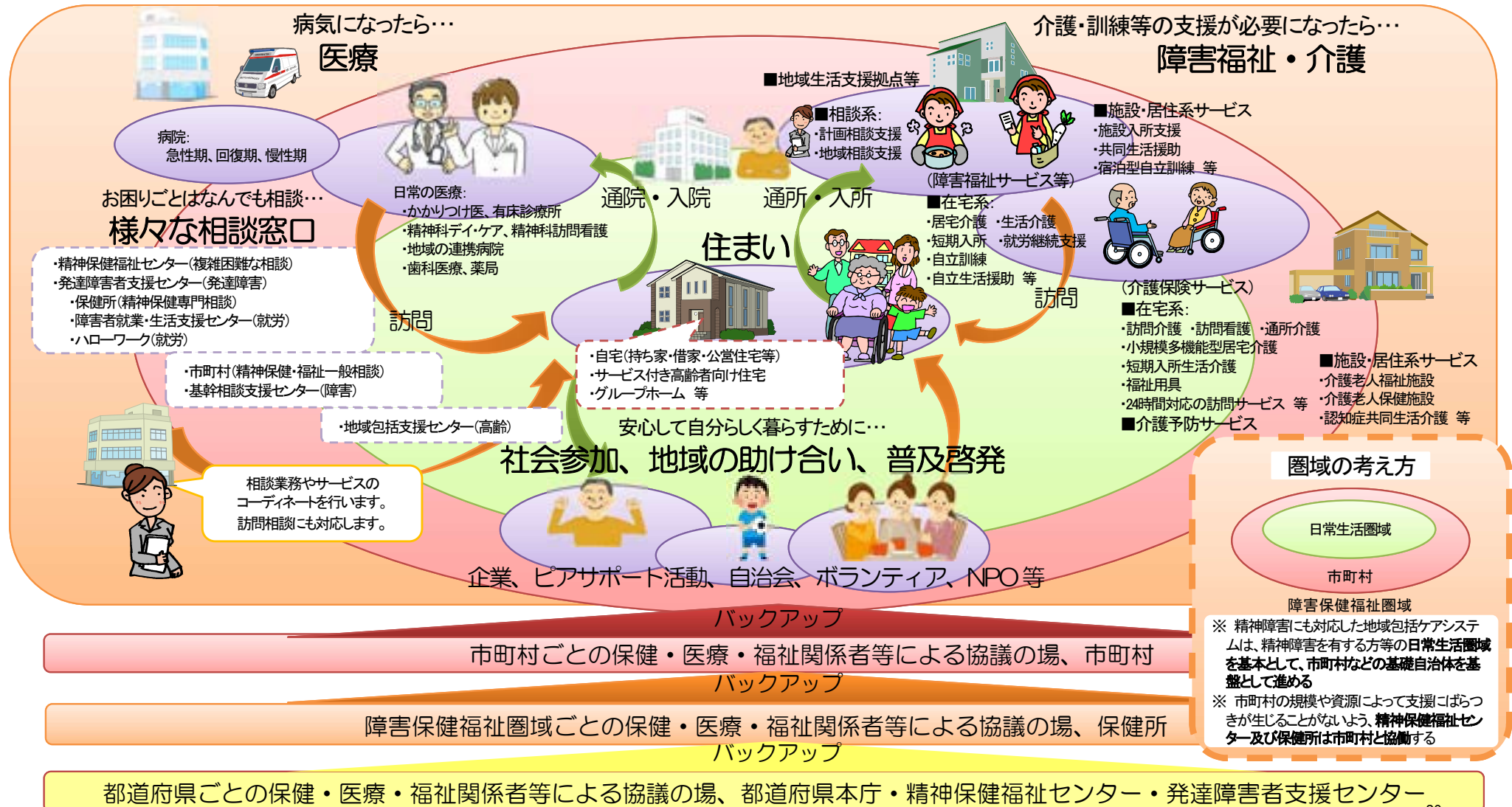


本日の話

- 1 改正法の概要
- 2 都道府県・市町村等に期待すること
- 3 令和5年度「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」
- 4 入院者訪問支援事業

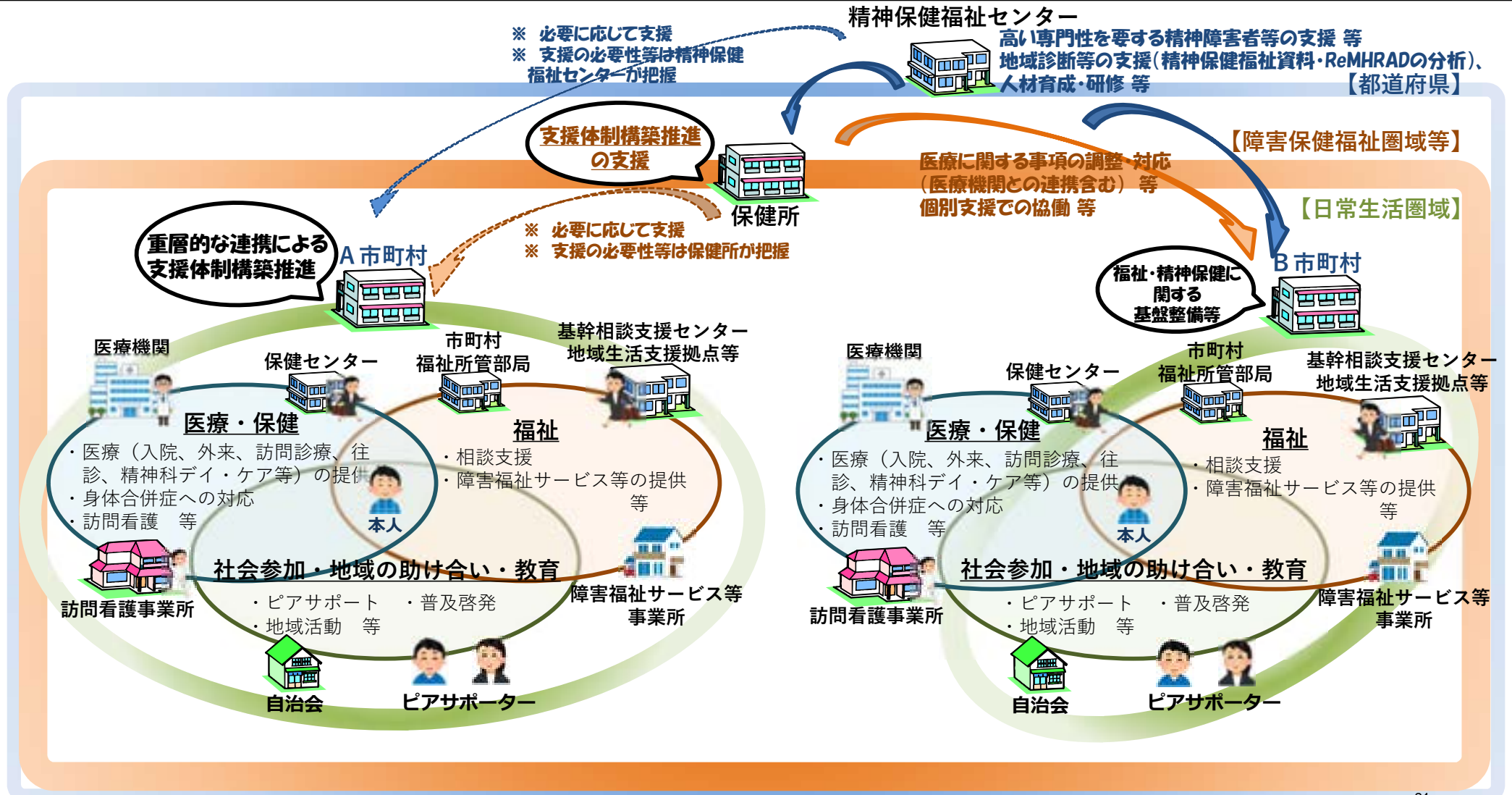
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

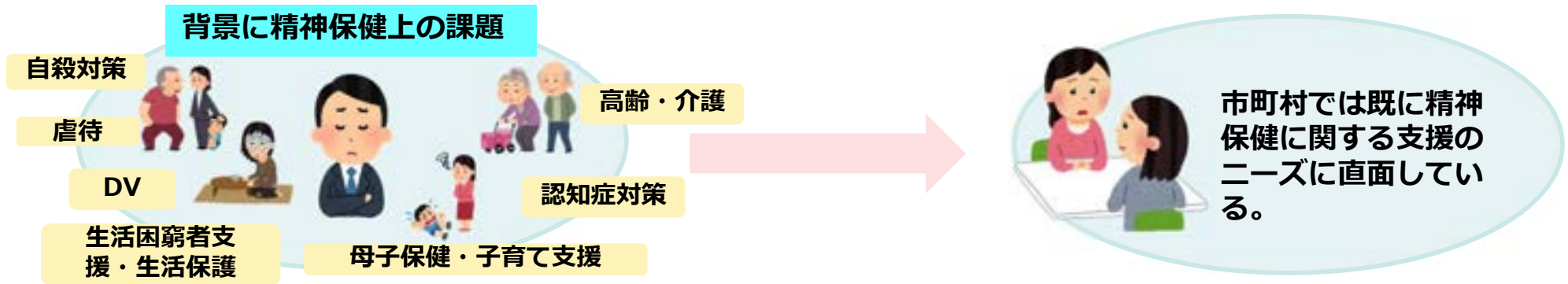


精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る各機関の役割の整理

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向かっていく上では、欠かせないものであり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築することが適当。
- 構築に際しては、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要。



精神保健に関する相談支援に係る市町村の役割



- 現在、市町村における自殺対策、虐待（児童、高齢者、障害者）、生活困窮者支援・生活保護、母子保健・子育て支援等の業務において、関わっている住民が背景に精神保健上の課題を抱えているケースも多く、市町村の責務ではなくても、実際の支援の中で、複合的な課題への支援のニーズに直面している。

市町村において、**精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備**をお願いします

- 精神保健（メンタルヘルス）に関する支援ニーズは、障害者だけでなく、福祉、母子保健、介護等の部門にも様々な形で表れます。
- こうした複合的なニーズへの支援は、住民に身近で、福祉・母子保健・介護等を担当している市町村だからこそできるものです。
- 市町村が精神保健の支援に取り組むことは、福祉・母子保健・介護等に関する支援の実効性を高めたり、スタッフの自信ややりがいの向上にもつながります。
- 住民の精神保健医療福祉上のニーズに対応する相談支援体制の整備を推進するに当たって
 - ・精神保健の個別支援や支援体制整備の担当の配置や明確化
 - ・精神保健に関する実際の支援ニーズに直面する様々な機関（福祉、母子保健、介護等）との協働・連携体制の構築
 - ・精神保健に関する支援の担い手の確保や、研修受講等による資質向上等への取り組みをお願いします。

精神保健に関する相談支援に係る都道府県と市町村の役割

①市町村は、**精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備**をお願いします。

様々な領域と精神保健の複合的なニーズも含め、住民の精神保健医療福祉上のニーズに対応を推進し、担い手の確保・資質向上のための研修受講の促進等といった人員体制の整備、支援体制の確保を進める。

②保健所及び精神保健福祉センターは、**市町村の相談支援体制整備の状況把握や人材育成等の支援**をお願いします。

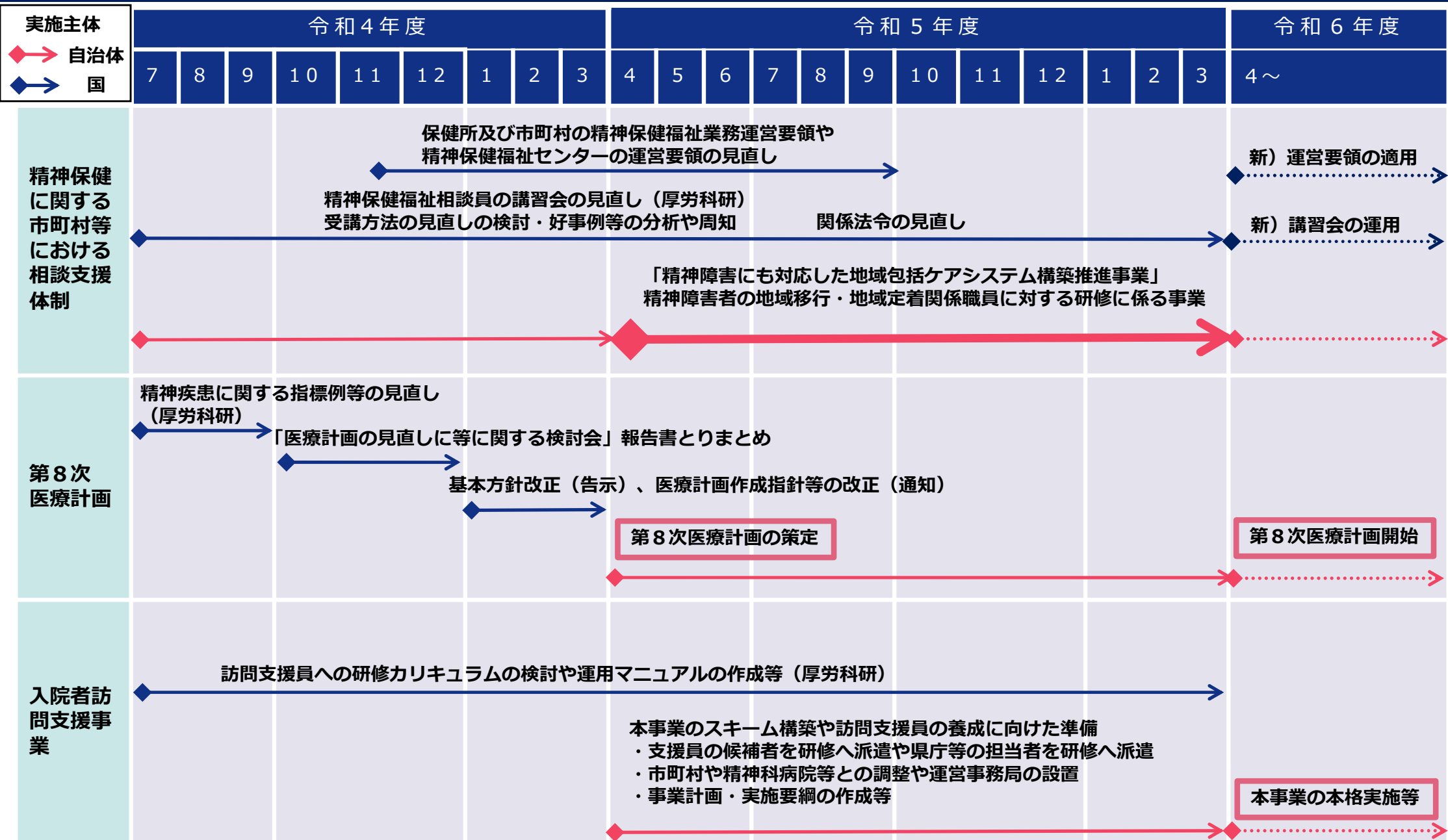
- ・精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、これまでの精神保健業務のノウハウや国の予算事業等を活用し、専門性を要する精神障害者等への個別支援での市町村との協働や、市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催等を行う。
- ・重症患者への医療の確保などの従前の役割は、今後も都道府県が担う。

③国は、住民にとって身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備していきます。

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」や「精神保健福祉センター業務運営要領」の見直しを行い、保健所・精神保健福祉センター等の業務を明確化し、業務の担い手の確保や資質向上に対する支援を進める。

精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築

検討会報告書での指摘事項に関する今後の主な見直し等のスケジュール（イメージ）



※令和5年2月時点でのイメージであり、変更等の可能性あり

本日の話

- 1 改正法の概要
- 2 都道府県・市町村等に期待すること
- 3 令和5年度「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」
- 4 入院者訪問支援事業

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度予算案：603,031千円（令和4年度予算額：669,312千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和5年度予算案：39,114千円（令和4年度予算額：39,114千円）

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

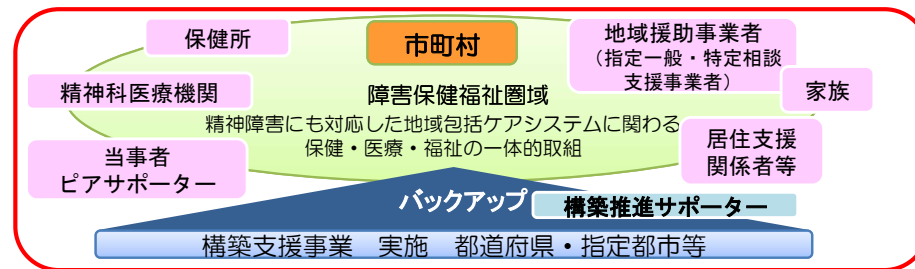
① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業



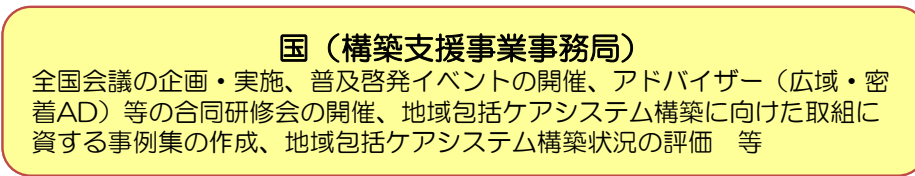
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等



本日の話

- 1 改正法の概要
- 2 都道府県・市町村等に期待すること
- 3 令和5年度「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」
- 4 入院者訪問支援事業

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

【目的】 都道府県等における訪問支援体制の構築

【実施主体】 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

【補助率】 1/2

【財源措置】 ・ 会議の設置に係る経費
・ 訪問支援員に対する研修経費
・ 訪問支援員の派遣に係る経費

※地域生活支援促進事業に新たなメニューとして追加

訪問支援員を希望

訪問支援員を派遣

訪問支援員の役割

- ・ 精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聴く
- ・ 必要な情報提供を行う

訪問支援の仕組みを説明

市町村長同意による入院患者等

都道府県等

事務局

- ・ 訪問支援員に対する研修
- ・ 訪問支援員選任に関する事務
- ・ 派遣に関する事務等

病院

Thank you

www.pwc.com/jp

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.